

**農泊地域人材育成業務委託
企画提案募集要領**
熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

I 募集

1 業務名称

農泊地域人材育成業務委託

2 目的

熊本県では、平坦地に比べ農業生産条件が厳しい中山間地域において、農業以外の所得確保策の1つとして、農林水産業や農山漁村地域の持つ多面性を活かすことができる「農泊」を推進している。しかし、農泊担い手の高齢化や、コロナ禍の影響を受けた農泊事業者の休業等による減少などの課題がある。

そのため、本業務では、農泊実践者ネットワーク「熊本県シン・農泊ネットワーク」（以下「ネットワーク」とする。）と連携し、関係者の交流促進や人材の確保と育成に向けた研修会を開催することで実践者のモチベーション及びやりがい向上を図るとともに、県内各地域で活躍する農泊事業者同士が交流、意見交換を行う機会を提供し、事業者同士のつながりづくりを支援することで、県内の農泊地域、農泊ネットワーク、その他協議会、団体、個人等における活動の更なる活性化を図る。

3 業務内容

別添「農泊地域人材育成業務委託 標準仕様書」のとおり。

なお、この仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）3月6日（金）まで

5 業務の形態

提案公募による随意契約（企画コンペ方式）

6 業務執行体制

2人を担当者とする。

7 成果品

（1）紙媒体で納品するもの

ア 実績報告書

イ 業務委託において配布した資料（研修資料等）

ウ アンケート調査のとりまとめ結果

（2）電子媒体（CD(DVD)-ROM）で納品するもの

ア 広報業務で掲載等した制作物のデザインデータ

イ 上記（１）ア～ウの電子データ
なお、編集可能なデータを納品すること。

8 権利

委託業務に関する全ての権利及び著作権は、県に帰属する。

9 契約保証金

熊本県会計規則第 77 条の規定により納めることとする。ただし、熊本県会計規則第 78 条各号に該当する場合は、免除することがある。

10 予算額

4, 000 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は提案に当たっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

II 応募

1 応募資格

次の各号を全て満たす者とする。

（１）物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者であること。

（２）地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること。

（３）熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

（４）消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないこと。

（５）会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

（６）宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。

（７）自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
 キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

2 応募等スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| (1) 公告（県HP） | 令和7年7月15日（火） |
| (2) 選定審査会の参加申込期限 | 令和7年8月 5日（火） |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 令和7年8月12日（火） |
| (4) 選定審査会（プレゼンテーション） | 令和7年8月20日（水）※参加必須 |
| (5) 結果通知 | 令和7年8月21日（木）以降 |
| (6) 契約内容協議・契約締結 | 令和7年8月22日（金）
～令和7年8月28日（木）（予定） |
| (7) 業務開始 | 令和7年8月29日（金）（予定）
※契約締結後 |
| (8) 委託終了 | 令和8年3月6日（金）まで |

3 選定審査会（プレゼンテーション）

- (1) 日 時：令和7年（2025年）8月20日（水）午後
 ※具体的な時間は別途通知する。
- (2) 開催方法：現地開催
- (3) 場 所：熊本県庁防災センター3階 302会議室
- (4) 申 込：企画提案の応募希望者は、以下のとおりむらづくり課担当宛てに提出
 （受付期間内に必着）。
 提出締切：令和7年（2025年）8月5日（火）午後5時まで
 提出方法：メール、郵送又は持参
 ・別紙様式1「選定審査会参加申込書」
 ・別記「応募資格の確認様式」
 ・別紙様式4「事業者の取組に関する申出書」
- (5) 注意事項：原則、選定審査会への参加は各社2名までとする。

4 提案書の提出

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書・添付文書（別紙様式2）
 - イ 提案書（表紙）
 - ウ 企画書
- ※以下の項目は必ず記載すること。
- （ア）県内農泊に係る現状認識、課題等
 - （イ）農泊人材育成研修会の開催について
 - ・企画概要
 - ・研修内容、会場、講師の略歴
 - ・受講者同士が交流を促進するための工夫

- ・受講希望者の募集方法（広報媒体、実施回数等）
- ・アンケート調査の方法

（ウ）自由提案事項について

エ スケジュール

オ 経費一覧（業務内容に対し見積価格が適当であるか判断するため、可能な限り詳細に記載すること。）

カ 略歴と体制図

キ 類似業務実績書（契約相手方、契約期間や業務内容等がわかる契約書等の写しを添付しても可）

※ア以外の様式は自由。ただし、原則、A4版（イラスト等を使用する際はカラー印刷をすること。文字のみの場合はモノクロでも可）で作成し、ア及びイ以外には、ページ番号を付けること。

（2）提出部数

6部（正1部、副5部）

（3）受付期間

令和7年（2025年）7月15日（火）から

令和7年（2025年）8月12日（火）午後5時まで

（4）提出先

むらづくり課担当宛て

（5）提出方法

郵送又は持参による（受付期間内に必着のこと）。

5 質問

今回の業務委託について、質問を希望する場合は、別紙様式3「質問書」に必要事項を記入のうえ、以下のとおり提出すること。

（1）提出期限：令和7年（2025年）7月30日（水）午後5時まで

（2）提出方法：むらづくり課担当宛て、メール、郵送又は持参により提出すること。
（電話による質問には回答しない）。

（3）回答方法：県は、質問を受付後、熊本県ホームページに回答を掲載し、他の企画応募者にも情報提供する（社名・担当者名等は明らかにしない）。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わる場合は、質問者にのみ回答する。

Ⅲ 選定

1 選定方法

選定審査会において、応募者から企画提案の内容のプレゼンテーションを行った上で、選定審査会がこれを評価し、契約候補者の選考等を行う。

ただし、応募者多数の場合には、書類審査（一次審査）を実施し、3～4者程度に絞り込みを行い、一次審査を通過した応募者にのみプレゼンテーションをお願いすることがある。

なお、選定審査会による選定結果を考慮のうえ、県は契約相手方を決定する。

【審査基準】

項 目	確 認 内 容
Ⅰ 企画内容	目的及び仕様書に沿った内容になっているか。
	手法は、効果的・効率的で、実行可能な内容になっているか。
	本業務の目的に沿った講座内容及び講師となっているか。
Ⅱ 自由提案	その他、目的に資する追加提案があるか。
Ⅲ 実施体制及びスケジュール	着実に実行できる体制となっているか。
	全般的に合理的で具体的なスケジュールとなっているか。
	業務内容に対し、見積価格は適当か。
	過去5年間の類似業務の実績はあるか。
Ⅳ 加点項目	熊本県ブライト企業の認定を受けているか。
	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。
	事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認定書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。
	熊本県SDGs登録制度に登録しているか。
	パートナーシップ構築宣言に登録しているか。
Ⅴ その他	総得点は400点とする。ただし、全審査員による審査の総得点が240点（平均60点）未満については、採用しない。

2 採否の通知

選定委員会終了後、応募者へ速やかに通知する。

3 契約

選定審査会で最優秀提案と選定された応募者から見積書を徴して、予定価格の範囲内である場合に契約を締結するが、最優秀提案者が辞退した場合等は、選定審査会の選定において次点とされた提案者を相手として、見積書を徴する。

Ⅳ その他

1 主催及び事務局（提出先）

【主催者】熊本県

【事務局】熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

【担当者】岩永、曾我

TEL 096-333-2415

2 留意事項

- (1) 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 応募者による辞退は自由に行うことができる。辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退によって、県から不利な取扱いを受けることはない。
- (5) 応募者が1者であっても、選定審査会（企画コンペ方式）を執行する。
- (6) 採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなるので、了解のうえ応募すること。
- (7) 県と契約候補者は委託業務に係る標準仕様を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。